

基 労 補 発 第 2 7 号
平成 1 3 年 1 1 月 1 6 日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労災保険における傷病の「治ゆ」に係る周知用パンフレットの送付について

標記パンフレットについては、平成 7 年度に作成・配付したところであるが、今般、労災指定医療機関等が増加している状況等にかんがみ、当該パンフレットにアフターケアの対象傷病について加筆の上、増刷したので、労災指定医療機関等に対する周知のために活用されたい（貴局への配付部数は下記のとおり。）。

なお、各労災指定医療機関に対しては、本省から財団法人労災保険情報センター都道府県事務所を通じて、各 1 部を別添送付状により 1 2 月 2 0 日頃送付する予定であるので了知されたい。

おって、パンフレットが財団法人労災保険情報センター都道府県事務所を通じて各労災指定医療機関に送付されることについては、本省において日本医師会の了解を得ているところであり、日本医師会から各都道府県医師会に対しこの旨周知されているので、念のため申し添える。

記

送付部数 _____ 部

労災医療を担当する先生方へ

労災保険における 傷病が「治ったとき」 とは・・・

はじめに

労災保険では、労働者が業務上の事由又は通勤による傷病を被った場合、その傷病が治るまで必要な療養の給付を行っています。

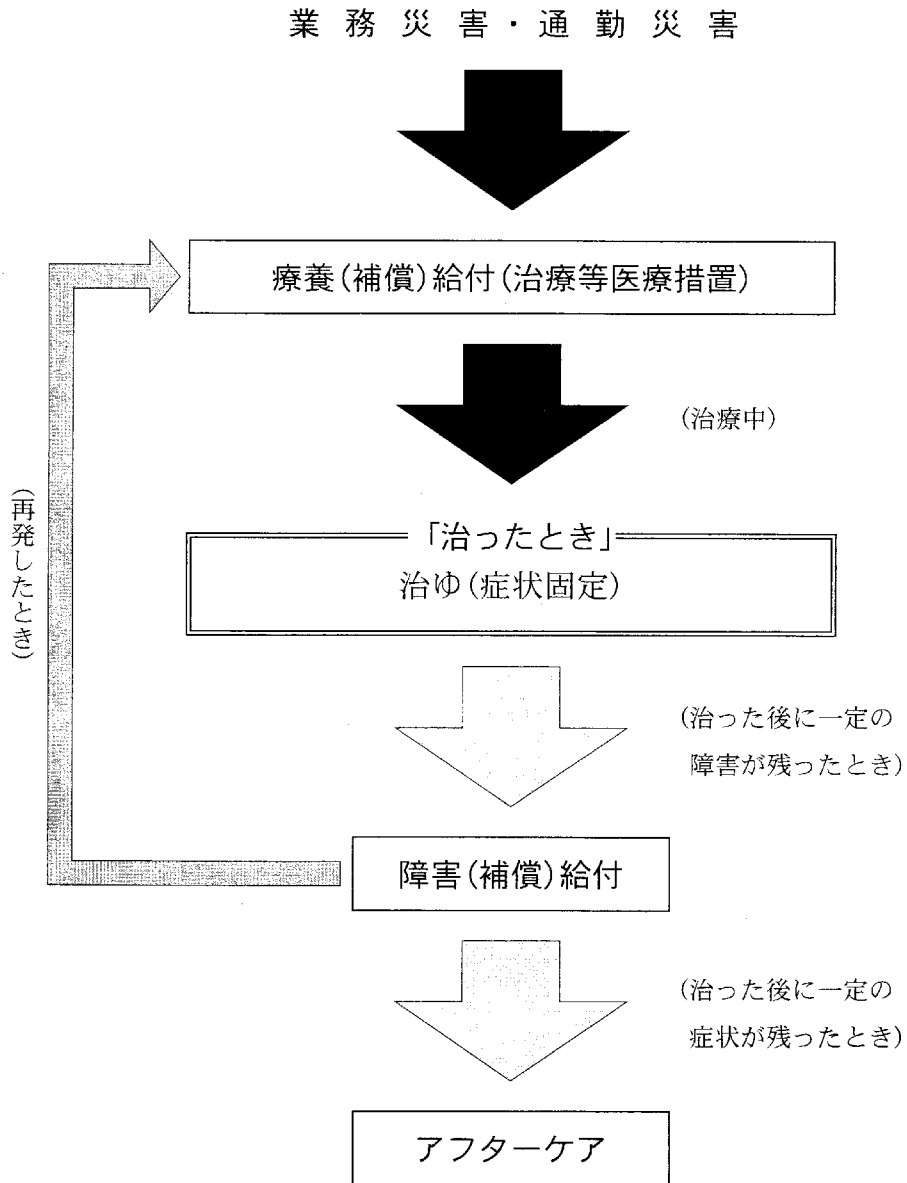
この労災保険における傷病が「治ったとき」の考え方についてご説明しますので、是非ご一読ください。

また、労災保険における「療養(補償)給付」、「障害(補償)給付」、「再発」及び「アフターケア」についても説明しておりますので、参考としてください。

厚生労働省
都道府県労働局
労働基準監督署

[労災保険の療養に関する給付の流れ]

労災保険の療養に関する給付の流れは、次のようになっています。



「治ったとき」とは

労災保険における傷病が「治ったとき」とは、身体の諸器官・組織が健康時の状態に完全に回復した状態のみをいうものではなく、傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた医療(注1)を行っても、その医療効果が期待できなくなった状態(注2)をいい、この状態を労災保険では「治ゆ」(症状固定)とといいます。

したがって、「傷病の症状が、投薬・理学療法等の治療により一時的な回復がみられるにすぎない場合」など症状が残存している場合であっても、医療効果が期待できないと判断される場合には、労災保険では「治ゆ」(症状固定)と判断し、療養(補償)給付を支給しないこととなっています。

(注1) 「医学上一般に認められた医療」とは、労災保険の療養の範囲(基本的には、健康保険に準拠しています。)として認められたものをいいます。したがって、実験段階又は研究的過程にあるような治療方法は、ここにいる医療には含まれません。

(注2) 「医療効果が期待できなくなった状態」とは、その傷病の症状の回復・改善が期待できなくなった状態をいいます。

例えば、次のような状態に至ったときは「治ゆ」(症状固定)となります。

例 1

切創若しくは割創の創面が癒合した場合又は骨折で骨癒合した場合であって、たとえ疼痛などの症状が残っていても、その症状が安定した状態になり、その後の療養を継続しても改善が期待できなくなったとき。

例 2

骨ゆめ後の機能回復療法として理学療法を行っている場合に、治療施行時には運動障害がある程度改善されるが、数日経過すると、元の状態に戻るといった経過が一定期間にわたってみられるとき。

例 3

頭部外傷が治った後においても外傷性てんかんが残る場合があり、この時、治療によってそのてんかん発作を完全に抑制できない場合であっても、その症状が安定し、その後の療養を継続してもそれ以上てんかん発作の抑制が期待できなくなったとき。

例 4

外傷性頭蓋内出血に対する治療後、片麻痺の状態が残っても、その症状が安定し、その後の療養を継続しても改善が期待できなくなったとき。

例 5

腰部捻挫による腰痛症の急性症状は消退したが、疼痛などの慢性症状が持続している場合であっても、その症状が安定し、その後の療養を継続しても改善が期待できなくなったとき。

1

療養(補償)給付とは

「療養(補償)給付」とは、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかって療養を必要とする場合に支給されるものです。具体的には、労災指定病院等で診察や薬剤の支給等政府が必要と認めるあらゆる医学的措置を無料で受けられる現物給付及び労災指定病院以外の病院等で療養した場合に、その療養に要した費用を支給する現金給付をいいます。

また、給付は傷病が「治ゆ」(症状固定)し、療養を必要としなくなるまで行われます。

2

障害(補償)給付とは

障害(補償)給付とは、傷病が「治ゆ」(症状固定)と認められたときに、疼痛・知覚異常や運動麻痺などの神経症状、器質的障害、機能障害等の障害が残ることがありますが、これらの障害が障害等級表に掲げられている障害に該当すると認められる場合に、その程度に応じて支給される現金給付をいいます。給付の方法としては、年金給付と一時金給付の2通りありますが、障害の程度が重いとき(第1級～第7級)には年金が、障害の程度が軽いとき(第8級～第14級)には一時金が、それぞれ障害の程度に応じて支給されます。

3

「再発」とは

傷病が一旦症状固定と認められた後において、再び発症し、次のいずれの要件も満たす場合には「再発」として再び療養(補償)給付を受けることができます。

- (1) その症状の悪化が当初の業務上又は通勤による傷病と相当因果関係があると認められること
- (2) 症状固定の時の状態からみて明らかに症状が悪化していること
- (3) 療養を行えば、その症状の改善が期待できると医学的に認められること

4

「アフターケア」とは

アフターケアとは、労災保険の労働福祉事業の一環として、被災労働者の労働能力の維持・回復を図り、円滑な社会生活への復帰を援助するものです。

具体的には、傷病の特質から「治ゆ」（症状固定）後においても後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させる恐れがあるせき髄損傷、頭頸部外傷症候群等、慢性肝炎等の傷病にり患した方に対して予防その他保健上の措置として診察、保健指導、保健のための薬剤の支給等を行うものです。

このアフターケアは、都道府県労働局長が交付する「健康管理手帳」を労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター及び労災指定医療機関に提示することにより受けることができます。

なお、アフターケアの対象となる方は次表のとおりです。

対 象 傷 病	対 象 者
せき髄損傷	せき髄損傷者であって、原則として障害等級第3級以上の障害（補償）給付を受けている者又は受けると見込まれる者
頭頸部外傷症候群等	頭頸部外傷症候群、頸肩腕症候群、一酸化炭素中毒症（炭鉱災害によるものを除く。）、外傷による脳の器質的損傷、腰痛、減圧症の傷病にり患した者であって、原則として障害等級第9級以上の障害（補償）給付を受けている者又は受けると見込まれる者
尿道狭さく	尿道断裂、骨盤骨折等により尿道狭さくの障害を残す者であって、障害（補償）給付を受けている者又は受けると見込まれる者
慢性肝炎	ウイルス肝炎にり患し、慢性肝炎となり、治療により肝機能検査値が改善し、安定した状態が6ヵ月以上続いた者
白内障等の眼疾患	白内障、緑内障、網膜剥離等の傷病者であって、原則として障害（補償）給付を受けている者又は受けると見込まれる者
振動障害	振動障害者であって、障害補償給付を受けている者又は受けると見込まれる者
大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折	大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折の傷病者であって、原則として障害（補償）給付を受けている者又は受けると見込まれる者

対 象 傷 病	対 象 者
人工関節・人工骨頭置換	人工関節又は人工骨頭を置換した者であって、障害（補償）給付を受けている者又は受けると見込まれる者
慢性化膿性骨髄炎	骨折等により化膿性骨髄炎を併発し、引き続き慢性化膿性骨髄炎に移行した者であって、障害（補償）給付を受けている者又は受けると見込まれる者
虚血性心疾患等	虚血性心疾患等になり患した者であって、原則として障害等級第9級以上の障害補償給付を受けている者又は受けると見込まれる者
尿路系腫瘍	尿路系腫瘍になり患し、療養補償給付を受けていた者であって、その症状が固定したと認められる者
脳血管疾患	脳血管疾患になり患し、脳の血管性病変に由来する器質的損傷による後遺症状が残存した者であって、原則として障害等級第9級以上の障害補償給付を受けている者又は受けると見込まれる者
有機溶剤中毒等	有機溶剤中毒等（一酸化炭素中毒症を除く。）により脳に器質的損傷が出現した者であって、原則として障害等級第9級以上の障害（補償）給付を受けている者又は受けると見込まれる者
外傷による末梢神経損傷	外傷により末梢神経を損傷し症状固定後もRSDの激しい疼痛が残存する者であって、障害等級第12級以上の障害（補償）給付を受けている者又は受けると見込まれる者
熱 傷	熱傷の傷病者であって、障害等級第12級以上の障害（補償）給付を受けている者又は受けると見込まれる者
サ リ ン 中 毒	サリン中毒により療養（補償）給付を受けていた者であって、治ゆ後に視覚障害や心的外傷後ストレス障害等が残存する者
精 神 障 害	業務による心理的負荷を原因とした精神障害により療養補償給付を受けていた者であって、治ゆ後に気分の障害や意欲の障害等が残存する者

この記載内容又は詳細につきましてご不明の点がありましたら、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。